

**「子ども・若者の市政参加促進に関する課題研究」
企画運営業務 仕様書**

1 件名

「子ども・若者の市政参加促進に関する課題研究」企画運営業務

2 目的

こども基本法が令和5年4月に施行されたこと等により、子どもや若者の市政・社会参加が注目されている中、行政においては、子どもの声をどのように集めるのか、どのようにすれば市政に参加してもらえるのか、そのノウハウがわからないという現状がある。

若者は次世代の担い手であり、今後主体となっていく存在である。子どもに関する施策に限らず、市の政策において、若者の意見を聴き、市政参加を促すことは行政の重要な役割であると考ええる。

本研究では、子ども・若者の意見聴取及び市政への参加促進の現状や課題について、先進事例を踏まえながら分析を行い、その方策を検討する。また、研究結果については、今後の市政運営における子ども・若者の意見聴取及び市政への参加を促進し、魅力的な市政運営の実現につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約確定日から令和8年1月31日まで

4 支払方法

検査合格後、一括払いとする。

5 事業概要

(1) 主催

子ども・若者の市政参加促進に関する広域連携検討会

(三鷹市【会長市】、武蔵野市)

※その他、近隣の小金井市及び西東京市がオブザーバーとして参加する。

なお、本業務の委託主体は三鷹市である。

(2) 実施場所

三鷹市役所（三鷹市野崎一丁目1番1号）及び三鷹市の指定する場所

なお、三鷹市の指定する場所には、本事業を共同で実施する武蔵野市・小金井市・西東京市（以下「関係市」という。）の各市役所、その他本事業の実施に必要な全ての拠点を含む。

(3) 対象

- ア 三鷹市及び関係市の職員
- イ 三鷹市及び関係市の市民（子ども・若者）

6 業務内容

(1) 調査・現状分析

ア 現状分析

三鷹市及び関係市における子ども・若者の意見聴取及び市政参加に関する実態や検討・取組状況及び課題を整理すること。

イ 先行自治体での事例調査

三鷹市と同規模の自治体（3団体程度）における子ども・若者の意見聴取及び市政参加促進に向けた取組事例について調査し、取組の経緯・特徴や課題等を整理すること。

(2) 勉強会への同席と運営支援

三鷹市及び関係市が出席する勉強会（3回程度、必要に応じて増減する場合がある。）の場に同席するとともに、資料や会議録の作成、議事進行等、所要の運営支援を実施すること。

また、勉強会の出席者及び研修会の出席者に対してアンケートを実施し、本事業の効果検証を取りまとめること。

(3) 座学研修

本研究テーマに関連して、先進自治体又は専門的な知見を有する識者を講師に招いた座学研修を実施すること。座学研修のテーマ及び講師等の詳細については別途協議の上、決定する。

(4) 意識調査

ア 市民（子ども・若者）向け調査

三鷹市及び関係市の市民（子ども・若者）に向けて、市政への興味・関心度等、市政参加に関する調査を実施し、その結果について分析すること。

なお、調査回答数は1,000件（各市250件）を予定し、調査項目については別途三鷹市と協議すること。

イ 職員向け調査

三鷹市及び関係市の職員に向けて、子ども・若者の意見聴取及び市政参加について、意見を受け入れる側の意識に関する調査を実施し、その結果について分析すること。

なお、調査回答数は1,000件（各市250件）を予定し、調査項目については別途三鷹市と協議すること。

(5) 実証実験の実施支援

子ども・若者の意見聴取及び市政参加を促進するための方策を探るため、子ども又は若者若しくはその両方の意見を聴き、市政に参加する機会を提供する実証実験を2

種類実施し、効果測定、分析を行うこと。なお、実証実験の手法は受託者の提案事項とする。提案においては、各市の取組状況を踏まえ、より有効と考える手法となるよう努めること。

ア 対象

三鷹市及び関係市の市民（子ども・若者）

イ 手法の企画・提案

先進事例の調査や市民向け・職員向け調査の結果をもとに、子ども・若者の意見聴取及び市政参加促進に向けた手法の企画・提案を行う。

ウ 実施支援

実証実験の実施において、必要な助言及びサポートを行うこと。

エ 効果測定、分析

三鷹市及び関係市が実施する実証実験について、定量的・定性的評価により検証を行うこと。

(6) 報告書の作成

本事業の調査・実施報告書を作成すること。今後の事業展開につながるよう、実証実験等の結果を踏まえて、意見聴取後の意見の活用について触れて作成すること。

なお、事業効果については可能な限り数値を用いて示すこと。

また、令和 7 年 12 月中旬までに三鷹市に対し、調査・実施報告書案を提出すること。

7 成果物

以下の成果物を契約期間満了日までに提出すること。

ただし、提出にあたっては、事前に三鷹市担当者に提示し、検査を受けることとする。

(1) 調査・実施報告書 A4 版カラー印刷 30 頁程度 12 部

(PDF 形式及び Microsoft Office Word 又は PowerPoint 形式のデータを光学媒体に格納したもの)

(2) 上記(1)の電子データ (PDF 形式及び Microsoft Office Word 又は PowerPoint 形式のデータを光学媒体に格納したもの 4 部)

(3) その他三鷹市が指示する資料

8 著作権等の取扱い

(1) 所有権及び著作権の譲渡

三鷹市からの支払完了をもって、成果物の所有権及び著作権（著作権法第 21 条「複製権」、第 23 条「公衆送信権等」、第 27 条「翻訳権、翻案権等」及び第 28 条「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」を含む。）を三鷹市及び関係市へ譲渡すること。

なお、本件で作成した成果物は、その全部又は一部の電子データを三鷹市及び関係

市のホームページ等で活用するとともに、電子データの複製やプリントアウト及び他の冊子媒体等への転載・出版・配布を行う場合がある。

(2) 著作者人格権について

ア 公表権（著作権法第 18 条）

三鷹市及び関係市への所有権及び著作権の移転をもって、著作者は成果物の公表について同意したものとみなす。

イ 氏名表示権（著作権法第 19 条）

三鷹市及び関係市は、成果物を利用するにあたって、著作者名の表示を要しないこととする。

ウ 同一性保持権（著作権法第 20 条）

三鷹市及び関係市が成果物を複製・転載・出版・配布するに当たり、成果物の内容・表現及びその題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。

9 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、関係する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を計ることとする。

(2) 本業務に必要となる資料等は適宜受託者が作成するものとする。

(3) 納入成果物及びその他必要となる光学媒体は、受託者にて準備するものとする。

(4) 業務遂行により生じる全ての成果物を三鷹市の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、業務遂行中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(5) 三鷹市との調整等により必要となる経費及び業務の検査等に必要な経費は、受託者の負担とする。

特に、外部施設への移動手段及びそれに関わる経費等は、受託者の負担とする。

(6) 本業務の作業中に第三者に与えた損害等は、全て受託者の負担とする。

(7) 受託者は三鷹市の許可なく業務従事者の交替をしてはならない。また、三鷹市は、契約書記載の委託業務に係る業務従事者が業務の執行を著しく妨げると認められるとき、又は契約の履行に支障があると認められるときは、受託者に対して業務従事者の交代を求めることができる。

(8) 業務従事者の交替を行うときは、業務に支障がないよう、十分な引継ぎを行うこと。交替に際しては、引継ぎ文書の作成を行い、三鷹市の承認を受けること。また、業務従事者の交替に関わる引継ぎ作業に関わる経費等は、受託者の負担とする。

(9) 受託者は、本契約に関して三鷹市が開示した情報、本業務で知り得た関係市の管理する情報等（周知の情報等を除く。）を本契約以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、本契約の終了又は解除後も同様とする。

(10) 業務の遂行に当たっては、三鷹市情報セキュリティ基本方針の趣旨を理解し関係法令を遵守し、情報セキュリティに十分に配慮すること。

(11) 三鷹市は三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」に基づき、市が行う事業における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行している。

この取組みは、受託者の協力が不可欠であり、業務の遂行に当たっては、三鷹市環境方針の趣旨を理解し、関係法令を順守し、ライフサイクルの視点を持って環境配慮及び環境保全に十分に配慮すること。

(12) 本仕様書に記載されていない事項等、業務上の疑義が生じた場合は、別途市と協議のうえ、その指示に従うものとする。

個人情報を取り扱う業務の委託契約に関する特記仕様書

本「個人情報を取り扱う業務の委託契約に関する特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）は、三鷹市が締結する委託契約のうち個人情報を取り扱う業務を含む契約に適用する。

（条項の効力の優先順位）

第1条 本件の委託契約（以下「本件委託契約」という。）の履行に当たり個人情報を取り扱う業務に係る条項の効力の優先順位は、特記仕様書、仕様書、契約約款の順による。

（定義）

第2条 本件委託契約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第3条 受託者は、本件委託契約の履行に当たり、個人情報の保護に関し、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）、三鷹市個人情報保護条例（令和 4 年三鷹市条例第 26 号）、個人情報の保護に関する法令等に関し国の個人情報保護委員会が定めるガイドライン等その他関係法規等並びに本件契約約款、仕様書及び特記仕様書（本件契約約款、仕様書及び特記仕様書を併せて以下「契約書等」という。）の個人情報の保護に関する規定を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第4条 受託者は、本件委託契約の履行に当たって知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、本件委託契約の終了又は解除後も同様とする。

（安全管理措置）

第5条 受託者は、本件委託契約の履行に当たり、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（法第 66 条第 1 項の措置をいう。）を講じなければならない。

（組織体制の整備等）

第6条 受託者は、本件委託契約の履行に当たり、個人情報の安全管理について内部における責任分担を明確にした組織体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び従事者並びに作業場所等を定めるとともに、従事作業の範囲、作業責任区分等を明確にし、これらについてあらかじめ委託者に届け出た上で委託者の承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、本件委託契約における業務従事者に対して、個人情報保護に関する十分な教育及び研修を実施しなければならない。

(契約終了後の提供資料の返還義務又は廃棄義務)

第7条 受託者は、委託者より提供された資料及び情報等を、契約終了後速やかに委託者に返還しなければならない。ただし、業務遂行過程で発生する資料及び情報等について、やむを得ず受託者側において消去及び廃棄する必要がある場合は、消去及び廃棄が必要となる根拠及び具体的な作業手順をあらかじめ委託者に届け出た上で委託者の承諾を得なければならない。

(委託者の検査及び指示に応じる義務)

第8条 委託者が必要と認める場合には、受託者は委託者による検査を受け及び委託者の指示に従う義務を負う。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、本件委託契約に基づく業務（以下「本件委託業務」という。）を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者は、本件委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の住所及び氏名、名称又は商号、受託者と再委託先との間の取引関係及び取引実績、再委託が必要な理由、再委託して処理させる業務内容及び範囲、再委託先において取り扱う情報の内容及び範囲、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法その他委託者が必要とする情報を書面をもって明確に説明した上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。再委託先が再々委託を行う場合以後の順次の委託についても同様とする。
- 3 前項に基づき再委託する場合、受託者は、書面をもって再委託契約を締結しなければならず、この契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 第2項に基づき再委託する場合、受託者は、再委託先（再々委託先その他の以後の順次の委託先も含む。以下同じ。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受託者は、再委託先に対して本件委託業務を委託した場合は、本件委託契約に基づき受託者が委託者へ提出しなければならない書面を再委託先から提出させ委託者へ届け出るとともに、再委託先の履行状況を管理・監督し、委託者の求めに応じて、再委託先についての管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 6 前条に規定する検査については、再委託先に対しても委託者が直接行うことができるものとし、受託者は、再委託先との契約等において、委託者による検査が可能となるための措置を講じなければならないものとする。

(事故等に係る報告義務)

第 10 条 受託者は、本件委託業務（再委託先に処理させる業務を含む。以下同じ。）に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他委託者が必要とする情報を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本件委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて、受託者及び再委託先の承諾なく、当該事故に関する情報を公表することができる。

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

(商号又は名称)

(代表者名)

個人情報の取扱いに係る誓約並びに責任体制及び教育・研修実施計画について

年 月 日付けで締結した(件名) 業務委託契約の履行に当たり、関係法令並びに契約約款、仕様書及び個人情報を取り扱う業務の委託契約に関する特記仕様書等に定める事項を十分に認識し遵守することを誓約します。

また、個人情報の安全管理については下記の責任体制により実施するとともに、業務従事者への必要な教育及び研修の実施計画については、下記のとおりとしますので承認を願います。

記

1 個人情報の安全管理に係る責任体制

- (1) 業務責任者（職・氏名を記載）
- (2) 個人情報の取扱責任者（職・氏名を記載すること。）
- (3) 作業体制（個人情報の取扱従事者を明示すること。）
- (4) 連絡体制（職・氏名・電話番号等・緊急連絡先を記載すること。）
- (5) 作業場所

2 業務従事者への個人情報保護に関する教育及び研修の実施計画